

学校法人濱名山手学院 役員等報酬規程

(2020年4月2日全部改正)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人濱名山手学院（以下「本法人」という。）の寄附行為 第37条の規定に基づき、役員、評議員及びその他の役職員の報酬に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) その他の役職員とは、相談役、参与、顧問及び学長特別補佐の職にある者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、職務手当、賞与、退任慰労金その他、役員、評議員及びその他の役職員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬には、本法人及び本法人が設置する各学校の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤及び非常勤の役員に対しては、別表第1に定める報酬
- (2) 評議員に対しては、別表第2に定める報酬
- (3) その他の役職員に対しては、別表第3に定める報酬

2 役員が退任したときは、学校法人濱名山手学院役員退任慰労金規程に基づき、退任慰労金を支給する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和 2）年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、2024（令和 6）年 4 月 1 日から施行する。

別表1(役員)

単位:万円/月額

役職名	常勤		非常勤
	専任の場合	兼務の場合	
理事長	120	15	—
専務理事	—	8	—
常務理事	—	7	—
理事	—	5	5
監事	* 42	—	8

*週当たり3日の勤務を想定。

別表2(評議員)

単位:万円

役職名	日 額	備 考
評議員	1	職務執行1日当

別表3(その他の役職員)

単位:万円

役職名	日 額	月 額	備 考
相談役	—	7	
参与	—	5	
顧問	1	—	職務執行1日当
学長特別補佐	3	—	講演等職務執行1日当
学長特別補佐	2	—	会議等職務執行1日当
学長特別補佐	—	35 又は 45	*

*専門性の高い領域において、継続的・日常的に学長を補佐するために、常勤に準じて勤務する場合。金額をいずれにするかは業務内容等を勘案して理事会で決定。